

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

魅力と活力にあふれた農山村地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、西都市

3. 地域再生計画の区域

西都市の全域

4. 地域再生計画の目標

本市は、県央北部に位置し、九州では北九州市に次ぐ市域を持つ広域市であり、総面積 438.56km² のうち、77 %が急峻な山林で占められた、豊かな水と緑の自然に恵まれた農林業を基幹産業とする市である。市内には、国の特別史跡に指定されている西都原古墳群や、重要無形文化財に指定されている銀鏡神楽、天然記念物である有楽椿等、貴重な史跡や自然が多数存在しており、古来から続くロマンに溢れた市である。

人口は昭和 35 年をピークに減少傾向にあり、昭和 30 年から 37 年にかけて 1 町 5 村の合併以降、市街地に人口が集中した為、山間部の農山村では過疎高齢化が進んでいる。

こうした中、農林業を取り巻く環境は依然厳しく、農林産物の輸入自由化や产地間競争などによる価格の低迷や後継者不足が深刻化し、特に山間部の農山村では過疎高齢化が急激に進行し、適正な森林管理や森林環境の保全、集落の維持について危惧されている。

また、農山村では公共交通機関である路線バスが運行していない区間が多く、市内の主要施設と農山村は国県道、市道及び林道で結ばれており、市道は平成 16 年度末で、1,163 路線 670km 改良率 32 % 舗装率 92 % の状態であり、市周辺部については未改良箇所が多く見られる。林道においては、28 路線 139km であるが、大部分が未舗装であり改良を必要としている箇所も多い。

そのため、各集落間及び集落と医療施設等を結ぶ道路ネットワークが不十分で、災害時に孤立してしまい、地域住民も不安に感じている。

さらに、観光資源となりうる貴重な文化遺産や史跡、自然が多数存在しているものの、それらが点在しており、アクセス道が不十分であるため有効活用できていない。

このため、市道及び林道の効率的な整備をすることにより、農山村の振興と生活環境の向上及び都市農山村交流を促進し、以下のように魅力と活力にあふれた

農山村地域の再生を目指す。

(1) 農林業の振興

農林業を取り巻く環境は依然厳しく、産地間競争が激化し農産物のコスト縮減が必要になっている。特に本市では、大消費地に遠隔な位置にあるため、輸送費コスト縮減が重要である。そこで、既設の農道や、新たに開通した東九州自動車道路を活用し、農産物輸送体制の整備し、輸送コストを縮減するために、それらにアクセスする市道の改良を行う。

また、林地の健全な管理等を行うためには、効率的な施業体制の整備が必要である。そこで、林道の開設及び改良を行うことにより、林産物輸送のコストを縮減し、あわせて作業道の整備を行い間伐等の作業効率アップを図る。

(2) 生活環境の改善

地域への定住を促し活力あるものとするためには、産業の振興とあわせて安心して暮らせる環境が必要である。特に山間部においては、谷が幾重にも入り組んでおり、国県道から市道及び林道を通って各集落へアクセスすることになるが、その集落間を結ぶ道路は林道しかなく未整備区間がある。また、銀鏡地区では国県道のみがアクセス道となっている。しかし、それらの道路が災害時にたびたび被災し、孤立化することがあり、緊急時の患者搬送等に支障が生じている。そこで、林道開設、改良、舗装を行い、代替ルートとしての整備を図る。

(3) 都市農山村の交流

都市農山村の交流を促進するには、地域を魅力あるものとする必要がある。それには、市内に多数存在している貴重な文化遺産や史跡、自然等の観光資源を活用する必要がある。そこで、広域観光ルートとして期待される県内の天孫降臨の地を縦横に結ぶひむか神話街道へのアクセスルートとして林道開設、改良、舗装を行い、観光周遊ルートとしての整備を図る。

(目標 1) 市道及び林道整備による農林業の振興、農林産物の効率的な輸送網の整備

(林道整備により、間伐実施面積の 25 %増)

(市道整備により、主要道路へのアクセス時間の 10 分短縮)

(目標 2) 林道整備による代替路線の確保

(銀鏡地区へのアクセス道路増、1 本→2 本)

(目標 3) 市道及び林道整備による観光施設へ流入人口の増

(各施設への流入人口の 20 %増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

本市の総面積の 77 %を占める森林のうち国有林が 114km²、民有林が 225km²となっており、人工林率は約 50 %で 6 歳級（30 年生）以下が約 63 %を占めており、今後伐期を迎える木が多くなることから、積極的な除間伐などの育林事業の推進が必

要である。そこで林道「尾八重・銀鏡線」及び「銀鏡・小川線」、「岩井谷線」の開設、改良及び舗装を行い、森林施行の効率化および生産基盤の強化を図る。また、これらの林道は山間部を縦横につながっていることから、国県道が被災した時の代替えルートとしての機能が期待され、これらの林道を整備することにより東米良地区の路網ネットワークを形成するとともに、木材搬出や保育経費の軽減及び林業従事者の施業環境（労働軽減）の改善を図る。さらに、林道を整備することにより、県内の天孫降臨の地を縦横に結ぶひむか神話街道の整備も進み多くの流入客が見込まれ、銀鏡地区（銀鏡神楽）、尾八重地区（有楽椿の里）等の自然資源や施設へのアクセス道を確保し、都市と山村との交流を図る。

一方、一ツ瀬川および国道219号線を挟んで南側には豊かな国有林が広がっており、生物多様性の保全、水源のかん養、保険休養の場の提供など多面的機能を有している。なかでも吹山のコウヤマキについては林野庁の「森の巨人たち100選」に選ばれており森林レクリエーション提供の場として期待されるが、アクセス道がないため有効活用できていない現状にある。そこで林道「長谷・児原線」の開設を行い観光資源となりうる貴重な自然を有効活用するとともに、木材搬出や保育経費の軽減及び林業従事者の施業環境（労働軽減）の改善を図る。また、本林道を整備することにより国道219号線の非常時には代替えルートとしての機能も期待される。

また、市道「城平囲線」の改良を行うことにより、新たに開通した東九州自動車道や広域農道へのアクセス改善をはかり、農産物流通の機能強化を図る。

なお、今回整備する林道「尾八重・銀鏡線」「銀鏡・小川線」「長谷・児原線」「岩井谷線」については、地域森林計画（H14～H24）に記載されており、市道「城平囲線」については、平成16年に市道認定されている。

（5－2）法第5章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別紙の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・市道（西都市） 西都市
- ・林道（西都市） 宮崎県、西都市

[事業期間]

- ・市道（平成19年度）、林道（平成17～21年度）

[整備量]

- ・市道54m、林道10,352m

[事業費]

- ・総事業費 975,100千円
- 市道 60,000千円（うち交付金 30,000千円）
- 林道 915,100千円（うち交付金 457,550千円）

(5-3) その他の必要な事業

地域再生法に基づく特別の措置を活用するほか、魅力と活力にあふれた農山村を目指すため、第三次西都市総合計画に従い以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①農山村の振興

農業の振興

就農者の減少、高齢化が進行する中、地域全体において、高い生産性と安定した農業経営の実現、集落の活性化を図るため、農作業の受委託に関わる組織を育成する。

新たに開通した東九州自動車道路を活用し、農産物輸送体制の整備を図り、効率的な長距離輸送システムの確立に努める。

地域の生活改善加工グループなどによる意欲的な活動を支援しながら、付加価値のある商品性の高い加工品の開発を推進する。

林業の振興

国土保全面における森林の公益的機能を重視するとともに、多様な木材需要への対応を図るため、長伐期施業、複層林施業への誘導、伐採跡地の造林指導など、人工林の造林、育林に関わる適切な管理・指導を行う。

作業道の開設を進め、既設の作業道についても、適切な維持管理を行う。

各種林業技術研修への参加や資格取得に対応する支援を行い、林業技術における技術・技能の向上を図る。また、健康診断受診、森林林業振興基金を活用した共済制度の加入金助成など、林業の担い手を育成するまでの諸条件の整備に努める。

今後増加が見込まれる市内の素材生産に対応しながら木材の需要拡大を促進するため、生産から加工販売までの一貫した木材流通体制の整備、木材流通コストの低減を図るための流通拠点の整備を図る。

特用林産物については、高品質化をはじめ、経営規模の拡大、栽培の省力化を推進し、銘柄の確立や出荷体制の確立、販路の拡大に努める。

生活環境の整備

主要農道の改良整備を計画的に進め、輸送の近代化と農村生活環境の改善を図る。

山間部の集落においては、集会所の整備あるいは生活道路の安全施設の整備など、生活環境の整備を図り、集落の防災面の整備を促進する。

医療体制の整備

東米良診療所は山間部において、医師の常駐する唯一の医療機関施設として、平成16年度に整備が完了している。今後は、同所の医師による銀鏡診療所、

各地区へき地循環診療の運営等を行う。

また、山間部の医療・保険・福祉の中核施設として、へき地医療の拠点として、更なる整備を進める。

②都市山村交流

文化遺産の保護と活用

景観にも配慮した保存整備を実施する。

地域に根づいた伝統文化の保存・継承と振興を図るため、各団体との連携を密にしながら、支援や育成指導に努める。

コミュニティづくりの推進

歴史、自然、文化等の地域の特性を活かした自主的な地域づくりをめざし、住民、企業、ボランティア団体などの積極的な参加を促すとともに、それらの連携体制づくりの支援に努める。また、今後の地域づくりやボランティア活動の担い手になると考えられるN P Oについても、組織に対する支援に努める。

観光の振興

グリーンツーリズム活動やオーナー制度等による農作業体験、山開きイベントの開催などを通じて、滞在型あるいは自然志向型の観光客の誘引を図る。なお、西都原古墳群をはじめとする市内の観光案内については、観光ボランティアガイドの養成を図り、来訪者との交流を推進する。また、観光客に喜ばれる本市ならではの特産加工品の開発に積極的に取り組む。

市観光協会と連携して観光P R活動、新聞やテレビ・雑誌等のマスメディアへの積極的な取材協力等を実施し、本市の観光地としてのP Rとイメージアップを図る。さらに、インターネットの本市ホームページ上に最新の観光案内やイベント情報を掲載し、積極的な観光情報の提供に努める。

山村留学制度については継続し、都市の子供及び保護者等を受け入れ交流を図る。

6. 計画期間

平成 17 年度～ 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事業 特になし